

障がい児者の相談支援施設を開所

安心・気軽に相談できる場に

市では4月から、障がい児者の相談・支援のため、2つの支援センターと総合相談窓口を開設しました(左表参照)。

これは、昨年10月の障害者自立支援法施行を受け、障がいを持つ方やその家族が抱えるさまざまな問題を、安心して気軽に相談できる場や福祉制度の情報などを提供するため、市の補助を受ける助言など

たは委託事業として実施するものです。

◎自立するための支援
↓利用者のニーズに応じた、社会で自立していく力を高めるための支援

◎ピアカウンセリング
↓障がい児者同士または団体同士のカウンセリング(「ピアカウンセリング」の活用支援)

◎権利擁護のために必要な支援
↓成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用に関する助言など

◎専門機関の紹介
↓利用者のニーズに応じた、各種専門機関の紹介、利用支援など。

◎障害福祉課(☎235・4812)または各事業者(サポートセンターびーな、S☎292・1122、相談支援センターほしや☎238・8004)へ。

◇相談支援窓口◇

※相談無料。各施設へ直接または電話・ファクス・メールで受付

精神・知的・発達障がい児者を支援

「サポートセンターびーな'S(ビーナス)」では、地域活動支援センター事業と相談支援事業を実施し、精神・知的障がい児者の援助のほか、発達障がい児者の相談や交流など居場所作りを行います



☎ サポートセンターびーな'S
中央3-2-5 ショッピングプラザ海老名2階
☎292・1122 ㊚292・1123 ㊠bi-nas@bz01.plala.or.jp
月~金、10時~19時(曜日により開所時間が異なります)

身体・知的障がい児者の支援と地域自立支援協議会を運営

「相談支援センターほしや」では、身体、知的障がい児者の相談援助と同時に、地域自立支援協議会を設置・運営(=市委託事業)し、障害福祉のネットワークの形成を担います



☎ 相談支援センターほしや
杉久保2278-1 星谷学園内
☎238・8004 ㊚238・1706
㊠soudan-hoshiya@etude.ocn.ne.jp
月~金、9時~17時

障がい者総合相談窓口(毎火、13時~17時、総合福祉会館)

総合福祉会館で、身体・知的・精神・発達に障がいがある方とその家族の相談に、相談支援専門員が応じます。また、障がいのある方の居場所作りを支援します

☎ 市障害福祉課☎235・4812 ㊚233・5731

平成20年度 後期高齢者医療制度 スタートします

平成20年度から現行の「老人医療制度」に代わり、「後期高齢者医療制度」が始まります。これは、75歳以上(一定の障害がある場合65歳以上)の方を対象とした、新たな医療制度で、全国すべての市町村が都道府県単位で加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営するものです(海老名市は神奈川県後期高齢者医療広域連合に加入)。

対象の方は、後期高齢者医療制度に加入することにより、これまでの国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度から脱退することになります。

◎診療を受ける場合
同広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示し、診療を受けます。診療時の医療機関等に支払う医療費の一部負担金

は、現行の老人保健医療制度と同様、所得に応じた割合(1割または3割)となります。

◎保険料について
制度開始後は、これまで加入していた健康保険の保険料に代わり、後期高齢者医療の保険料を支払うこととなります。

※今まで社会保険等の被扶養者の方も保険料がかかります。

◎素案への意見を募集
同広域連合では、この制度を円滑に実施するため、「神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画」を策定します。このたび同計画書の素案がまとまりましたので、みなさんご意見・ご提案を募集します。

▽素案の閲覧方法 神奈川県後期高齢者医療広域連

便利です!「えびな安全・安心メールサービス」
登録は ebn-i@posh.jp まで空メールを送信。詳しくは、市ホームページまたは市生活安全課へ

災害時の相互協定 3市1町で締結

海老名市・座間市・綾瀬市・寒川町では、「高座広域都市行政協議会」を設置し、地域一体となった広域都市行政の推進を図っています。

これまで調査・研究を進めてきた「災害時等における相互応援協力に関する協定」の調印式を、3月28日、海老名市役所で行いました。

この協定は、同協議会を構成する市町で災害が発生した場合、救援・復旧対策を円滑に行うことを目的に、食糧・医療品などの生

活必需品や復旧に必要な資機材の提供、職員の派遣、駅滞留者の一次保護などの相互応援協力について、締結したものです。

市では、これまでも、座間市・綾瀬市・大和市と

同様の協定を締結していますが、今回、寒川町を含む同協議会の中で協定を締結したことで、相互応援体制がより拡充されました。

☎ 企画政策課(☎235・4634)。

児童手当制度

4月から2歳までの支給額を増額

児童手当は、小学校6年生までの児童の養育者に、国や県・市・事業主が費用を負担して手当を支給する制度です。

この手当を受給するためには申請が必要です。

◎現在受給している方
更新手続きが必要です。6月中に更新のための書類(現況届)を送付します

◎受給していない方
▽対象 小学校6年生までの児童を養育している方(所得制限あり)表1参照。受給対象となるか不明の方は、5月中にお問い合わせください

▽必要書類 ①受給対象者の健康保険証の写しまたは

また、児童手当制度は4月1日に改正され、子育て世帯等の、経済的負担軽減のため、2歳までの第1子・第2子に対する支給額が増額になりました(表2参照)。

※この改正による新たな申請は必要ありません。

☎ 児童福祉課(☎235・4823)。

4月1日から制度を拡充

☎ 5月31日までに児童福祉課(公務員の方は勤務先)へ。

表1)児童手当所得制限表 (単位:万円)

扶養親族等の数	自営業者(国民年金加入者、年金未加入者)	サラリーマン(厚生年金加入者等)
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0

注)扶養親族数が1人増えるごとに限度額が38万円加算されます。

表2)改正後の支給額(カッコ内は旧)

		支給額
0~2歳	第1子、第2子	10,000円(5,000円)
	第3子以降	10,000円(10,000円)
3歳以上	第1子、第2子	5,000円(5,000円)
	第3子以降	10,000円(10,000円)

注)第1子、第2子の手当額については、3歳到達月の翌月から5,000円になります。